

### 3 . 一般廃棄物処理施設の維持に関する計画

## 1. 浸出水処理設備の維持管理

### (1) 水処理設備の点検

水処理設備は別途定める「設備点検要領」に基づいて定期的に点検し、異常を認めた場合は直ちに修理等の措置を講じる。

### (2) 放出水の水質監視

水処理作業中は水処理設備（貝処理装置内）から放流される水質について、処理設備に付帯しているモニタリング装置により常に監視する。

なお、監視項目を表 - 1 に示す。

表 - 1 モニタリング監視項目

項 目	規 定 値
C O D	最大値 20mg / l
S S	最大値 30mg / l
p H	5.8 ~ 8.6

### (3) 放流水の水質検査

水処理設備からの放流水は定期的に水質検査を実施する。検査項目、頻度及び排水基準を表 - 2 及び表 - 3、表 - 4 に示す。

表 - 2 放流水検査項目と頻度

測定時	分析項目	測定頻度
埋立中及び 埋立完了後	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排水基準(表 - 3)	年1回以上
	水質汚濁防止法排水基準項目(表 - 4)	
	上記項目のうち、水素イオン濃度、 BOD、COD、SS、窒素含有率	月1回以上

表 - 3 放流水の水質検査項目

(ダイオキシン類対策特別措置法、施行規則第1条別表第2関係)

項 目	許容限度
ダイオキシン類	10Pg / l 以下

表 - 4 放流水の水質検査項目

項 目	基 準 値
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀及びアルキル水銀，その他の水銀化合物	水銀 0.005mg / l 以下
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1mg / l 以下
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg / l 以下
有機燐化合物(パラチオン,メチルパラチオン,メチルメチン,EPNに限る)	1mg / l 以下
六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg / l 以下
砒素及びその化合物	砒素 0.1mg / l 以下
シアン化合物	シアン 1mg / l 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg / l 以下
トリクロロエチレン	0.3mg / l 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg / l 以下
ジクロロメタン	0.2mg / l 以下
四塩化炭素	0.02mg / l 以下
1, 2 - ジクロロエタン	0.04mg / l 以下
1, 1 - ジクロロエチレン	0.2mg / l 以下
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	0.4mg / l 以下
1, 1, 1 - トリクロロエタン	3.0mg / l 以下
1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.06mg / l 以下
1, 3 - ジクロロプロペン	0.02mg / l 以下
チウラム	0.06mg / l 以下
シマジン	0.3mg / l 以下
チオベンカルブ	0.2mg / l 以下
ベンゼン	0.1mg / l 以下
セレン及びその化合物	セレン 0.1mg / l 以下
水素イオン濃度 ( pH )	5.8 ~ 8.6
生物化学的酸素要求量 ( BOD )	60mg / l 以下
化学的酸素要求量 ( COD )	20mg / l 以下
浮遊物質 ( SS )	30mg / l 以下
ノルマルヘキサン抽出物質 ( 鉱油類含有量 )	5mg / l 以下
ノルマルヘキサン抽出物質 ( 動植物油脂含有量 )	30mg / l 以下
フェノール類含有量	5mg / l 以下
銅含有量	3mg / l 以下
亜鉛含有量	2mg / l 以下
溶解性鉄含有量	10mg / l 以下
溶解性マンガン含有量	10mg / l 以下
クロム含有量	2mg / l 以下
ふっ素含有量	ふっ素 15mg / l 以下
大腸菌群数	3,000 個 / cm <sup>3</sup> 以下(日間平均)
窒素含有量	120mg / l 以下(日間平均 60)
燐含有量	16mg / l 以下(日間平均 8)
ほう素又は化合物	ほう素 230mg / l 以下
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1 日につきアンモニア性窒素に 0.4 乗じたもの 亜硝酸性及び硝酸性窒素の合計 200 mg
備考	<p>pH, COD, SS, ノルマルヘキサン抽出物含有量(鉱油類)は環境アセスに基づく自主基準とし, その他は一般廃棄物の最終処分及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和 52 年総理府・厚生省令 1 号別表第 1)に基づく基準とする。</p> <p>注: 印について, 海域及び湖沼に排出される放流水については BOD を除き, それ以外の公共の水域に排出される放流水については COD を除く。</p>

## 2. 地下水の水質検査

埋立開始前には処分場内を巡回し、しゃ水シート及び浸出水集排水設備の損傷の有無を点検し、損傷している場合は直ちに補修する。

しゃ水シート下の地下水は地下水集排水ピット又は流末の接続柵において定期的に水質検査を行い、浸出水の漏洩の有無を点検する。検査項目、頻度及び排水基準を表 - 5 及び表 - 6 に示す。

表 - 5 地下水水質検査項目と頻度

測定時	分析項目	測定頻度
埋立前	地下水等検査項目（表 - 6 参照） 電気伝導度（EC） 塩化物イオン（CI）	埋立前に 1 回
埋立中及び埋立完了後	地下水等検査項目（表 - 6 参照）	年 1 回以上
	電気伝導度（EC）または塩化物イオン濃度（CI）	月 1 回以上

なお、埋立処分開始後は廃棄物の性状、浸出水処理施設の水質検査等を勘案し、地下水等の汚染が生じる恐れがないことが明らかな項目については水質検査を省略する。

表 - 6 地下水等検査項目

項目	基準値
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
水銀又はその化合物	水銀 0.0005mg / l 以下
カドミウム又はその化合物	カドミウム 0.01mg / l 以下
鉛又はその化合物	鉛 0.01mg / l 以下
六価クロム化合物	六価クロム 0.05mg / l 以下
砒素又はその化合物	砒素 0.01mg / l 以下
シアン化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル（別名 PCB）	検出されないこと。
トリクロロエチレン	トリクロロエチレン 0.03mg / l 以下
テトラクロロエチレン	テトラクロロエチレン 0.01mg / l 以下
ジクロロメタン	ジクロロメタン 0.02mg / l 以下
四塩化炭素	四塩化炭素 0.002mg / l 以下
1, 2 - ジクロロエタン	1, 2 - ジクロロエタン 0.004mg / l 以下
塩化ビニルモノマー	塩化ビニルモノマー 0.002mg / l 以下
1, 1 - ジクロロエチレン	1, 1 - ジクロロエチレン 0.1mg / l 以下
1, 2 - ジクロロエチレン	1, 2 - ジクロロエチレン 0.04mg / l 以下
1, 1, 1 - トリクロロエタン	1, 1, 1 - トリクロロエタン 1mg / l 以下
1, 1, 2 - トリクロロエタン	1, 1, 2 - トリクロロエタン 0.006mg / l 以下
1, 3 - ジクロロプロペン	1, 3 - ジクロロプロペン 0.002mg / l 以下
テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）	チウラム 0.006mg / l 以下
2 - クロロ - 4, 6 - ビス（エチルアミノ） - s - トリアジン（別名シマジン）	シマジン 0.003mg / l 以下
S - 4 - クロロベンジル = N・N - ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）	チオベンカルブ 0.02mg / l 以下
ベンゼン	ベンゼン 0.01mg / l 以下
セレン又はその化合物	セレン 0.01mg / l 以下
1, 4 - ジオキサン	1, 4 - ジオキサン 0.05mg / l 以下

備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。  
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

### 3. 発生ガス排除対策

掘削法面に沿って塩ビ管を使用したガス抜き設備を設置し、排気管から大気中に放散する。測定ガスの種類及び測定頻度は表 - 7 に示すとおりとする。

表 - 7 発生ガス調査項目と頻度

項 目	頻 度
天候	以下の測定を行う時に、必ず、同時に行う。
気温	
測定時の気圧	
ガス温度	
発生ガス流量	3 ヶ月に 1 回
発生ガス濃度、組成 メタン (CH <sub>4</sub> ) 二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> ) 窒素 (N <sub>2</sub> ) 水素 (H <sub>2</sub> ) 硫化水素 (H <sub>2</sub> S) アンモニア (NH <sub>3</sub> )	原則 3 ヶ月に 1 回  (発生ガス流量がない場合は省略可)
その他必要と思われるもの	3 ヶ月に 1 回

#### 4. 廃棄物の飛散，流出及び悪臭の防止対策

貝類等の廃棄物は定期点検期間中の概ね 20 日間で約 600m<sup>3</sup> 発生し，装置による処理後に生成物を約 300m<sup>3</sup> を概ね 30 日間で埋め立てし，次の定期点検まで埋立作業は休止となる。このような埋立作業の特性を考慮して，図 - 1 に示すように，覆土または覆土に準ずる措置を講じて廃棄物の飛散，流出及び悪臭の発生を防止する。

##### (1) 即日覆土

定期点検中の 1 日あたり最大埋立処分量は 60m<sup>3</sup> であり，ポリエチレン製シートにより全面を覆う。

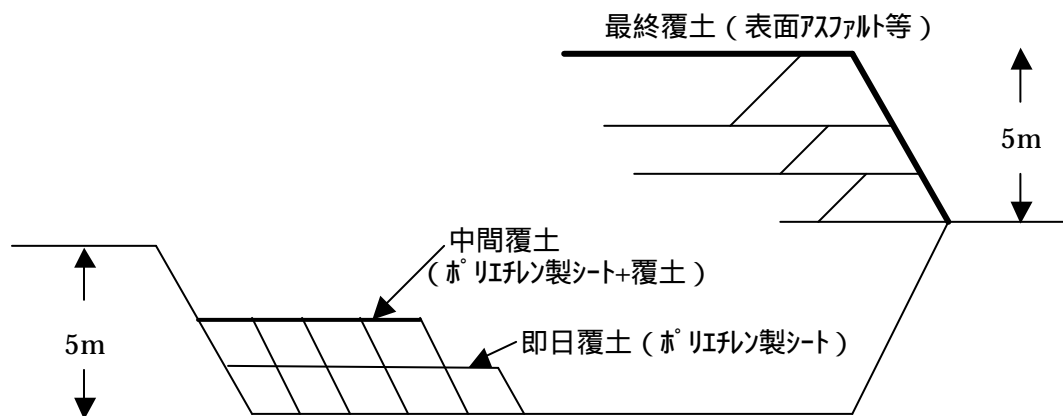
##### (2) 中間覆土

1 回の定期点検が終了した時点で，シートにより養生を行い。その上に厚さ 20 cm の中間覆土を行う。

##### (3) 最終覆土

処分場全体の埋立が終了した時点で，厚さ 50 cm の最終覆土を行い，表面はアスファルト等により処理して雨水の浸透を防止する。

図 1 覆土計画



#### 5. 害虫の発生防止

処分場内及び周辺を表 - 8 に示す頻度で定期的に巡回し，ネズミ，蚊，ハエ等の害虫の発生の有無を点検する。害虫の発生が認められた場合は害虫の種類に応じて薬剤を散布し，駆除する。

#### 6. 周囲柵及び立札の維持管理

処分場周辺を表 - 8 に示す頻度で定期的に巡回し，周囲柵及び立札の破損の有無を点検する。破損が認められた場合は直ちに補修する。

立札の表示事項に変更が生じた場合は速やかに書き換えを行う。

#### 7. 掘削法面，盛立法面及び排水設備の点検

処分場を表 - 8 に示す頻度で定期的に巡回し，掘削法面，盛立法面及び排水設備を点検する。また，地震発生時（震度 4 以上），豪雨時（大雨警報時），暴風時（暴風警報時）についても安全を確認のうえ点検する。

表 - 8 処分場の点検項目及び頻度

項目	定期的な点検		異常時の点検		
	埋立作業時	埋立中断時	地震時	豪雨時	暴風時
害虫の発生 処理物の飛散・流出 悪臭の有無	週1回	月1回	-	-	-
囲い及び立札	月1回	月1回			
掘削法面，盛立法面 排水設備	月1回	月1回			

#### 8．埋立終了後の措置

各処分場は所定の埋立処分が終了した時点で，厚さ 50 cmの最終覆土を行い，さらに表面をアスファルト等により止水するとともに，以下の事項を確認して閉鎖する。

- (1) 廃棄物の飛散及び流出の恐れのないこと。
- (2) 地下水の水質検査を行い，浸出液による汚染がないこと。
- (3) 発生ガスの成分測定を行い，メタン等の火災原因となるガスや硫化水素等の有害なガスが許容限度を超えて発生していないこと。

#### 9．維持管理記録

処分場の維持管理にあたって実施した以下の点検，検査及び対応措置の記録は5年間保存しておく。

- (1) 処分場点検記録
- (2) 貝処理施設（水質処理設備）点検記録
- (3) 放流水水質検査記録
- (4) 地下水水質検査記録
- (5) 発生ガス成分測定記録
- (6) 対応措置記録